

令和7年4月30日

有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととする。

記

1 指名停止の業者（建設工事）

住 所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

名 称 新明和工業株式会社

代表者 代表取締役 五十川 龍之

2 指名停止の期間

令和7年4月30日から令和7年5月29日（1か月）

3 指名停止の理由

機械式駐車装置の設置工事において、同業他社らと共同して当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように見積価格を調整していたことが、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和7年3月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。

諫早市入札参加資格者指名停止措置要領

第1「別表第2第5号（独占禁止法違反行為）」該当

第3第3項適用

担当課

諫早市企画財務部契約管財課

電話 0957-22-1500